

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第16号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第1部長、経営戦略室長及び技術監理室長の項第8号中「賃料」を「借受料」に改め、同表課に置く課長(水道管路管理センター及び鳥羽水環境保全センターの課長を除く。)、副室長、お客さまサービス推進室及び経営戦略室の庶務を担当する課長、所長(水質管理センター所長、水道管路管理センター所長及び鳥羽水環境保全センター所長を除く。)並びに場長の項第14号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削り、同項第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 物品等の調達に伴う1件100,000円以下の経費の支出決定に関すること。

別表第2中次長の項第14号中「賃料」を「借受料」に改め、同表拠点整備担当課長の項中「拠点整備担当課長」を「防災危機管理担当課長」に改め、同表経営戦略室長の項から資産活用課長の項までの規定中「賃料」を「借受料」に改め、同表北部配水管理課長の項第11号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削り、同項第12号から第15号までを1号ずつ繰下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 物品等の調達に伴う1件100,000円以下の経費の支出決定に関すること。

別表第2南部配水管理課長の項第11号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削り、同項第12号から第16号までを1号ずつ繰下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 物品等の調達に伴う1件100,000円以下の経費の支出決定に関すること。

別表第2北部給水工事課長の項第11号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削り、同項第12号から第28号までを1号ずつ繰下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 物品等の調達に伴う1件100,000円以下の経費の支出決定に関すること。

別表第2南部給水工事課長の項第11号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削り、同項第12号から第31号までを1号ずつ繰下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 物品等の調達に伴う1件100,000円以下の経費の支出決定に関すること。

別表第2施設管理事務所長の項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号と

する。

別表第2 水道管路建設事務所長の項の次に次の1項を加える。

下水道部長	(1) 行政財産(下水管渠等施設に限る。ただし、附属設備を含む。)の用途の廃止及び変更に関する事。ただし、議会の議決又は同意を必要とするものを除く。 (2) 見積価格又は金額5,000,000円未満の負担を伴わない不動産(下水管渠等施設に限る。ただし、附属設備を含む。)の寄付受納に関する事。
-------	---

別表第2 下水道部管理課長の項第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 1件300,000円以下の行政財産(下水管渠等施設に限る。ただし、附属設備を含む。)の用途の廃止に関する事。

別表第2 鳥羽水環境保全センター所長の項第14号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削り、同項第15号から第18号までを1号ずつ繰下げ、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 物品等の調達に伴う1件100,000円以下の経費の支出決定に関する事。

別表第2 鳥羽水環境保全センター吉祥院支所長の項第12号中「及びこれに伴う経費の支出決定」を削り、同項第13号から第16号までを1号ずつ繰下げ、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 物品等の調達に伴う1件100,000円以下の経費の支出決定に関する事。

別表第2 下水道管路管理センター所長の項の次に次の1項を加える。

<p>みなみ下水道管路管理センター 担当課長</p>	<p>(1) 担当事務に係る軽易又は定例的な証明付与に関する事 (2) 1 件 5,000,000 円以下の担当事務に係る物品等の調達決定に 関すること。 (3) 担当事務に係る図書、雑誌及び新聞の購入契約に関する事 (4) 担当事務に係る単価契約に基づく契約に関する事 (5) 1 件 100,000 円以下の担当事務に係る物品等の契約に関する こと。 (6) 担当事務に係る物品等の調達に伴う 1 件 100,000 円以下の経 費の支出決定に関する事 (7) ガス、電気、電話料金等の定例の経費の支出決定に関する事 と。 (8) 京都市上下水道局会計規程第 48 条第 2 項の規定による不用品 (備品を除く。)の廃棄に関する事 (9) 所管に属する取付管新設工事、取付管維持工事、雨水ます工 事及び小規模工事の着手及び中止命令に関する事 (10) 1 件 1,000,000 円以下の所管に属する取付管新設工事、取付 管維持工事、雨水ます工事及び小規模工事の請負契約に関する事 と。 (11) 所管に属する取付管新設工事の費用の徴収に関する事 (12) 所管に属する取付管及び排水設備の清掃の費用並びに取付 管維持工事、雨水ます工事及び小規模工事の費用の徴収に関する こと。 (13) 所属職員の駐車の許可に関する事</p>
--------------------------------	--

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)